

防衛研究所達第4号

防衛庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第54条の規定に基づき、防衛研究所の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する達を次のように定める。

平成17年3月30日

防衛研究所長 小林 誠一

防衛研究所の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する達

改正 平成19年1月9日防衛研究所達第1号

平成23年9月1日防衛研究所達第5号

平成27年4月10日防衛研究所達第1号

平成28年7月22日防衛研究所達第5号

令和4年3月31日防衛研究所達第22号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 開示（第5条－第14条）

第3章 訂正（第15条－第24条）

第4章 利用停止（第25条－第33条）

第5章 行政機関等匿名加工情報の提供（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、防衛研究所の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関非識別加工情報の提供に関する訓令（以下「訓令」という。）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 防衛研究所個人情報保護課

機関等個人情報保護責任者の事務を補佐し、防衛研究所の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続等に係る事務の総合調整等を行う課をいう。

(2) 防衛研究所開示担当部等

防衛研究所における保有個人情報の開示等決定に係る事務を行う部等をいう。

(3) 防衛研究所訂正担当部等

防衛研究所における保有個人情報の訂正等決定に係る事務を行う部等をいう。

(4) 防衛研究所利用停止担当部等

防衛研究所における保有個人情報の利用停止等決定に係る事務を行う部等をいう。

(5) 開示担当課室

防衛省内部部局における課、室又はこれに準ずるものであって、防衛省の保有する個人情報の開示等決定に係る事務を行うものをいう。

(6) 訂正担当課室

防衛省内部部局における課、室又はこれに準ずるものであって、防衛省の保有する個人情報の訂正等決定に係る事務を行うものをいう。

(7) 利用停止担当課室

防衛省内部部局における課、室又はこれに準ずるものであって、防衛省の保有する個人情報の利用停止等決定に係る事務を行うものをいう。

(防衛研究所個人情報保護課等)

第3条 防衛研究所個人情報保護課は、企画部総務課とする。

2 防衛研究所開示担当部等、防衛研究所訂正担当部等及び防衛研究所利用停止担当部等は、それぞれ企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）とする。

(関係部等の協力)

第4条 防衛研究所の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続等を円滑に進めるため、企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「部等」という。）は、相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。

第2章 開示

(開示請求に係る照会等)

第5条 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から開示請求書の写しが送付され、該当する可能性のある保有個人情報の有無等に係る照会等を受けたときは、関係するとされる部等に当該開示請求書の写しを交付するとともに確認の措置を行うものとする。

2 開示請求書の写しを交付された部等は、該当する可能性のある保有個人情報の有無等について防衛研究所個人情報保護課に回答するものとする。

3 防衛研究所個人情報保護課は、前項の回答を受けたときは、速やかに防衛省個人情報保護室に回答するものとする。

(補正等)

第6条 防衛研究所開示担当部等は、開示請求に係る保有個人情報に訓令第15条に規定する補正依頼に該当すると考えられる場合は、防衛研究所個人情報保護課に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けたときは、その旨を防衛省個人情報保護室に連絡するものとする。

3 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から補正依頼の結果等が連絡されたときは、その旨を防衛研究所開示担当部等に連絡するものとする。

4 防衛研究所が補正依頼を実施する際には、開示請求者に対し、補正依頼書(別紙様式第1)及び開示請求書の写しを送付するものとする。

5 部等は、開示請求者から補正を受け付けた場合又は期日までに補正が行われない場合等において、当該補正結果等を防衛研究所個人情報保護課に通知するものとする。

6 防衛研究所個人情報保護課は、開示請求者から補正を受け付けた場合若しくは期日までに補正が行われない場合又は部等から補正結果等の通知を受けた場合、防衛省個人情報保護室及び必要に応じ関係部課室等に補正結果等を通知するものとする。

(保有個人情報の特定等)

第7条 開示請求書の写しの交付を受けた部等は、当該開示請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認した場合、当該保有個人情報の写しを、該当する保有個人情報が存在しない場合には、その旨を防衛研究所個人情報保護課に送付又は通知するものとする。

2 防衛研究所個人情報保護課は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、速やかに防衛省個人情報保護室にその旨を通知するとともに、当該保有個人情報が存在する場合は、当該保有個人情報の写しを送付するものとする。

3 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から保有個人情報を特

定した旨の通知及び事務の指定を受けたときは、防衛研究所開示担当部等を指定するとともに、その旨を防衛省個人情報保護室に通知するものとする。

4 防衛研究所開示担当部等は、特定された保有個人情報の写しを開示担当課室及び防衛研究所個人情報保護課に提出するものとする。ただし、第1項の規定により当該保有個人情報を既に開示担当課室に送付しているときは、それをもって防衛研究所個人情報保護課への提出に代えることができる。

5 防衛研究所個人情報保護課は、前項の規定に基づき提出を受けた保有個人情報を防衛省個人情報保護室に提出するものとする。

(移送及び第三者意見聴取)

第8条 防衛研究所開示担当部等は、開示請求に係る保有個人情報が訓令第17条第1項に規定する移送又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第86条に規定する第三者意見聴取に該当すると考えられる場合は、防衛研究所個人情報保護課にその旨を通知するものとする。

2 防衛研究所個人情報保護課は、前項の通知を受けたときは、その旨を開示担当課室に通知するものとする。

3 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から移送及び第三者意見聴取に係る結果等の通知を受けたときは、その旨を防衛研究所開示担当部等に通知するものとする。

(開示・不開示検討)

第9条 防衛研究所開示担当部等は、開示請求に係る保有個人情報が特定されたときは、当該保有個人情報について全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の検討を速やかに開始するものとする。

2 前項の検討に当たっては、開示担当課室その他の関係部局と緊密に調整を実施するものとする。

(開示・不開示の上申等)

第10条 防衛研究所開示担当部等は、訓令第24条に規定する書式の通知書に盛り込むべき内容の案を防衛研究所個人情報保護課に提出するものとする。

2 前項の案は、別紙様式第2によるものとし、不開示情報が記録されている部分に明認を施した開示請求に係る保有個人情報の写しその他必要な資料を添付するものとする。

3 訓令第20条に規定する防衛大臣への上申に関する手続は、防衛研究所個人情報保護課が行うものとする。

(開示決定等期限の延長及び特例)

第11条 防衛研究所開示担当部等は、法第83条第2項に規定する開示決定等の期限の延長が必要な場合は、その旨を防衛研究所個人情報保護課及び開示担当課室に通知するものとする。

2 防衛研究所開示担当部等は、法第84条に規定する開示決定等の期限の特例の適用が必要な場合は、防衛研究所個人情報保護課と協議の上、その旨を開示担当課室に通知するとともに、必要な協議を行うものとする。

3 防衛研究所開示担当部等は、前2項による協議結果等を防衛研究所個人情報保護課に通知するものとする。

(開示決定等の通知)

第12条 防衛研究所個人情報保護課は、訓令第20条第2項に基づく決定の通知を受けた場合は、その旨を防衛研究所開示担当部等に速やかに通知するものとする。

(開示情報等の記録作成)

第13条 防衛研究所開示担当部等は、訓令第25条第1項に規定する記録を作成し適切に保管するとともに、当該記録の写しを防衛研究所個人情報保護課に提出しなければならない。

2 防衛研究所個人情報保護課は、訓令第25条第1項に規定する記録を作成し適切に保管するとともに、当該記録の写しを防衛省個人情報保護室に提出しな

なければならない。

- 3 防衛研究所開示担当部等は、訓令第25条第2項に規定する写しを防衛研究所個人情報保護課に提出するとともに適切に保存しなければならない。その際、不開示情報が記録されている部分に明認を施しておくものとする。
- 4 防衛研究所開示担当部等は、保有個人情報が訓令第25条第2項ただし書きの規定に該当する場合は、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作成し、防衛研究所個人情報保護課に提出しなければならない。
- 5 防衛研究所個人情報保護課は、第3項の規定により提出された写し又は前項の規定により提出された文書等を防衛省個人情報保護室に提出しなければならない。

(開示の準備等)

- 第14条 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から訓令第26条に規定する申出の書類の写しを送付されたときは、防衛研究所開示担当部等に通知するとともに、開示の実施に係る準備を開始するものとする。
- 2 前項の準備は、申出の書類の提出を要しない場合については、第12条に規定する決定の通知を受けたときに開始するものとする。
 - 3 防衛研究所開示担当部等は、第1項の規定による通知を受けたときは、開示に用いる行政文書を作成し、防衛研究所個人情報保護課に提出するものとする。
 - 4 防衛研究所個人情報保護課は、前項の規定による文書が提出されたときは、その内容を確認の上、開示の方法に応じ、防衛省個人情報保護室又は所定の地方窓口を送付するものとする。

第3章 訂正

(訂正請求に係る照会等)

- 第15条 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から訂正請求書の写しが送付され、該当する可能性のある保有個人情報の有無等に係る照会等

を受けたときは、関係するとされる部等に当該訂正請求書の写しを交付するとともに確認の措置を行うものとする。

- 2 訂正請求書の写しを交付された部等は、該当する可能性のある保有個人情報の有無について防衛研究所個人情報保護課に回答するものとする。
- 3 防衛研究所個人情報保護課は、前項の回答を受けたときは、速やかに防衛省個人情報保護室に回答するものとする。

(補正等)

第16条 防衛研究所訂正担当部等は、訂正請求に係る保有個人情報が訓令第31条に規定する補正依頼に該当すると考えられる場合は、防衛研究所個人情報保護課に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けたときは、その旨を防衛省個人情報保護室に連絡するものとする。
- 3 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から補正依頼の結果等が連絡されたときは、その旨を防衛研究所訂正担当部等に連絡するものとする。
- 4 防衛研究所が補正依頼を実施する際には、訂正請求者に対し、補正依頼書(別紙様式第1)及び訂正請求書の写しを送付するものとする。
- 5 部等は、訂正請求者から補正を受け付けた場合又は期日までに補正が行われない場合等において、当該補正結果等を防衛研究所個人情報保護課に通知するものとする。
- 6 防衛研究所個人情報保護課は、訂正請求者から補正を受け付けた場合若しくは期日までに補正が行われない場合又は部等から補正結果等の通知を受けた場合、防衛省個人情報保護室及び必要に応じ関係部課室等に補正結果等を通知するものとする。

(保有個人情報の特定等)

第17条 訂正請求書の写しの交付を受けた部等は、当該訂正請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認した場合、当該保有個人情報の写しを、該当す

る保有個人情報が存在しない場合には、その旨を防衛研究所個人情報保護課に送付又は通知するものとする。

- 2 防衛研究所個人情報保護課は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、速やかに防衛省個人情報保護室にその旨を通知するとともに、当該保有個人情報が存在する場合は、当該保有個人情報の写しを送付するものとする。
- 3 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から保有個人情報を特定した旨の通知及び事務の指定を受けたときは、防衛研究所訂正担当部等を指定するとともに、その旨を防衛省個人情報保護室に通知するものとする。
- 4 防衛研究所訂正担当部等は、特定された保有個人情報の写しを訂正担当課室及び防衛研究所個人情報保護課に提出するものとする。ただし、第1項の規定により当該保有個人情報を既に訂正担当課室に送付しているときは、それをもって防衛研究所個人情報保護課への提出に代えることができる。
- 5 防衛研究所個人情報保護課は、前項の規定に基づき提出を受けた保有個人情報を防衛省個人情報保護室に提出するものとする。

(移送)

第18条 防衛研究所訂正担当部等は、訂正請求に係る保有個人情報が訓令第33条に該当すると考えられる場合は、その旨を防衛研究所個人情報保護課に通知するものとする。

- 2 防衛研究所個人情報保護課は、前項の通知を受けたときは、その旨を訂正担当課室に通知するものとする。
- 3 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から移送に係る結果等の通知を受けたときは、その旨を防衛研究所訂正担当部等に通知するものとする。

(訂正・不訂正検討)

第19条 防衛研究所訂正担当部等は、訂正請求に係る保有個人情報が特定されたときは、当該保有個人情報について全部若しくは一部を訂正し、又は全部を

訂正しない旨の検討を速やかに開始するものとする。

- 2 前項の検討に当たっては、訂正担当課室その他の関係部局と緊密に調整を実施するものとする。

(訂正・不訂正の上申等)

第20条 防衛研究所訂正担当部等は、訓令第39条に規定する書式の通知書に盛り込むべき内容の案を防衛研究所個人情報保護課に提出するものとする。

- 2 前項の案は、別紙様式第3によるものとし、不訂正情報が記録されている部分に明認を施した訂正請求に係る保有個人情報の写しその他必要な資料を添付するものとする。

- 3 訓令第35条に規定する防衛大臣への上申に関する手続は、防衛研究所個人情報保護課が行うものとする。

(訂正決定等期限の延長及び特例)

第21条 防衛研究所訂正担当部等は、法第94条第2項に規定する訂正決定等の期限の延長が必要な場合は、その旨を防衛研究所個人情報保護課及び訂正担当課室に通知するものとする。

- 2 防衛研究所開示担当部等は、防衛研究所個人情報保護課と協議の上、法第95条に規定する訂正決定等の期限の特例の適用が必要な場合は、その旨を訂正担当課室に通知するとともに、必要な協議を行うものとする。

- 3 防衛研究所開示担当部等は、前2項による協議結果等を防衛研究所個人情報保護課に通知するものとする。

(訂正決定等の通知)

第22条 防衛研究所個人情報保護課は、訓令第32条第2項に基づく決定の通知を受けた場合は、その旨を防衛研究所訂正担当部等に速やかに通知するものとする。

(訂正情報等の記録作成)

第23条 防衛研究所訂正担当部等は、訓令第41条第1項に規定する記録を作

成し適切に保管するとともに、当該記録の写しを防衛研究所個人情報保護課に提出しなければならない。

2 防衛研究所個人情報保護課は、訓令第41条第1項に規定する記録を作成し適切に保管するとともに、当該記録の写しを防衛省個人情報保護室に提出しなければならない。

3 防衛研究所訂正担当部等は、訓令第41条第2項に規定する写しを防衛研究所個人情報保護課に提出するとともに適切に保存しなければならない。

その際、不訂正情報が記録されている部分に明認を施しておくものとする。

4 防衛研究所訂正担当部等は、保有個人情報が訓令第41条第2項ただし書きの規定に該当する場合は、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作成し、防衛研究所個人情報保護課に提出しなければならない。

5 防衛研究所個人情報保護課は、第3項の規定により提出された写し又は前項の規定により提出された文書等を防衛省個人情報保護室に提出しなければならない。

(訂正の実施)

第24条 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から訓令第35条第2項に規定する通知の送付を受けた場合は、速やかに当該通知の写しを防衛研究所訂正担当部等に交付するものとする。

2 防衛研究所訂正担当部等は、前項の訂正又は訂正しない旨の通知内容に基づき当該保有個人情報を訂正する処置を講じ、その結果を防衛研究所個人情報保護課へ通知するものとする。

第4章 利用停止

(利用停止請求に係る照会等)

第25条 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から利用停止請求書の写しが送付され、該当する可能性のある保有個人情報の有無等に係る照

会等を受けたときは、関係するとされる部等に当該利用停止請求書の写しを交付するとともに確認の措置を行うものとする。

- 2 利用停止請求書の写しを交付された部等は、該当する可能性のある保有個人情報の有無について防衛研究所個人情報保護課に回答するものとする。
- 3 防衛研究所個人情報保護課は、前項の回答を受けたときは、速やかに防衛省個人情報保護室に回答するものとする。

(補正等)

第26条 防衛研究所利用停止担当部等は、利用停止請求に係る保有個人情報が訓令第45条に規定する補正依頼に該当すると考えられる場合は、防衛研究所個人情報保護課に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けたときは、その旨を防衛省個人情報保護室に連絡するものとする。
- 3 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から補正依頼の結果等が連絡されたときは、その旨を防衛研究所開示担当部等に連絡するものとする。
- 4 防衛研究所が補正依頼を実施する際には、利用停止請求者に対し、補正依頼書(別紙様式第1)及び利用停止請求書の写しを送付するものとする。
- 5 部等は、利用停止請求者から補正を受け付けた場合又は期日までに補正が行われない場合等において、補正結果等を防衛研究所個人情報保護課に通知するものとする。
- 6 防衛研究所個人情報保護課は、利用停止請求者から補正を受け付けた場合若しくは期日までに補正が行われない場合又は部等から補正結果等の通知を受けた場合、防衛省個人情報保護室及び必要に応じ関係部課室等に補正結果等を通知するものとする。

(保有個人情報の特定等)

第27条 利用停止請求書の写しの交付を受けた部等は、当該利用停止請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認した場合、当該保有個人情報の写しを、

該当する保有個人情報が存在しない場合には、その旨を防衛研究所個人情報保護課に送付又は通知するものとする。

- 2 防衛研究所個人情報保護課は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、速やかに防衛省個人情報保護室にその旨を通知するとともに、当該保有個人情報が存在する場合は、当該保有個人情報の写しを送付するものとする。
- 3 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から保有個人情報を特定した旨の通知及び事務の指定を受けたときは、防衛研究所利用停止担当部等を指定するとともに、その旨を防衛省個人情報保護室に通知するものとする。
- 4 防衛研究所利用停止担当部等は、特定された保有個人情報の複製を利用停止担当課室及び防衛研究所個人情報保護課に提出するものとする。ただし、第1項の規定により当該保有個人情報を既に利用停止担当課室に送付しているときは、それをもって防衛研究所個人情報保護課への提出に代えることができる。
- 5 防衛研究所個人情報保護課は、前項の規定に基づく提出を受けた保有個人情報を防衛省個人情報保護室に提出するものとする。

(利用停止・利用不停止の検討)

第28条 防衛研究所利用停止担当部等は、利用停止請求に係る保有個人情報が特定されたときは、当該保有個人情報について全部若しくは一部を利用停止し、又は全部を利用停止しない旨の検討を速やかに開始するものとする。

- 2 前項の検討に当たっては、利用停止担当課室その他の関係部局と緊密に調整を実施するものとする。

(利用停止・利用不停止の上申等)

第29条 防衛研究所利用停止担当部等は、訓令第51条に規定する書式の通知書に盛り込むべき内容の案を防衛研究所個人情報保護課に提出するものとする。

- 2 前項の案は、別紙様式第4によるものとし、利用不停止情報が記録されている部分に明認を施した利用停止請求に係る保有個人情報の写しその他必要な資料を添付するものとする。

3 訓令第47条に規定する防衛大臣への上申に関する手続は、防衛研究所個人情報保護課が行うものとする。

(利用停止決定等期限の延長及び特例)

第30条 防衛研究所利用停止担当部等は、法第102条第2項に規定する利用停止決定等の期限の延長が必要な場合は、その旨を防衛研究所個人情報保護課及び利用停止担当課室に通知するものとする。

2 防衛研究所利用停止担当部等は、法第103条に規定する利用停止決定等の期限の特例の適用が必要な場合は、防衛研究所個人情報保護課と協議の上、その旨を利用停止担当課室に通知するとともに、必要な協議を行うものとする。

3 防衛研究所利用停止担当部等は、前2項による協議結果等を防衛研究所個人情報保護課に通知するものとする。

(利用停止決定等の通知)

第31条 防衛研究所個人情報保護課は、訓令第47条第2項に基づく決定の通知を受けた場合は、その旨を防衛研究所利用停止担当部等に速やかに通知するものとする。

(利用停止情報等の記録作成)

第32条 防衛研究所利用停止担当部等は、訓令第52条第1項に規定する記録を作成し適切に保管するとともに、当該記録の写しを防衛研究所個人情報保護課に提出しなければならない。

2 防衛研究所個人情報保護課は、訓令第52条第1項に規定する記録を作成し適切に保管するとともに、当該記録の写しを防衛省個人情報保護室に提出しなければならない。

3 防衛研究所利用停止担当部等は、訓令第52条第2項に規定する写しを防衛研究所個人情報保護課に提出するとともに適切に保存しなければならない。その際、利用不停止情報が記録されている部分に明認を施しておくものとする。

4 防衛研究所利用停止担当部等は、保有個人情報に訓令第52条第2項ただし

書きの規定に該当する場合は、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作成し、防衛研究所個人情報保護課に提出しなければならない。

- 5 防衛研究所個人情報保護課は、第3項の規定により提出された写し又は前項の規定により提出された文書等を防衛省個人情報保護室に提出しなければならない。

(利用停止の実施)

第33条 防衛研究所個人情報保護課は、防衛省個人情報保護室から訓令第47条第2項に規定する通知の交付を受けた場合は、速やかに当該通知の写しを防衛研究所利用停止担当部等に交付するものとする。

- 2 防衛研究所利用停止担当部等は、前項の利用停止又は利用停止しない旨の通知内容に基づき当該保有個人情報を利用停止する処置を講じ、その結果を防衛研究所個人情報保護課へ通知するものとする。

第5章 行政機関等匿名加工情報の提供

(手続)

第34条 訓令第53条の3による提案の通知を受けたときは、訓令第53条の4第1項の規定により手続を行うものとする。

附 則

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日防衛研究所達第1号）（抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 この達の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成23年9月1日防衛研究所達第5号）（抄）

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年7月22日防衛研究所達第5号）

この達は、平成28年8月8日から施行する。

附 則（令和4年3月31日防衛研究所達第22号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

(請求者氏名) 殿

防衛省防衛研究所長

開示（訂正、利用停止）請求に対する補正について（通知）

あなたが提出した示請求書には、形式上の不備があるため、下記の要領に基づき訂正し、年 月 日までに同封の返信用封筒にて返送してください。

なお、期日までに返送されない場合には、あなたの請求は個人情報保護法第18条第2項（第30条第2項、第39条第2項）の規定に基づき不開示（訂正しないこと、利用停止しないこと）と決定いたします。この書面に関し、質問等がある場合には、下記連絡先に連絡してください。

記

1 （開示請求をする者の氏名又は名称・住所又は居所）

に不備があります。

2 あなたの請求内容では、保有個人情報（訂正請求の趣旨、利用停止請求の趣旨）が特定できません。

あなたが知りたいと思う（訂正を求める趣旨に関する、利用停止を求める趣旨に関する）事項をより詳しく記載してください。

連絡先

防衛省防衛研究所○○○

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

TEL 03-3268-3111（内）○○○○

別紙様式第2（第10関係）

保有個人情報開示請求に係る意見

- 1 開示請求受付番号（受付年月日）
- 2 保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 3 意見
- 4 開示することができない部分とその理由
 - (1) 開示することができない部分の概要
 - (2) 開示することができない理由
 - (3) その他
- 5 開示する保有個人情報の利用目的

6 開示の実施の方法

(1) 開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
 - (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）
- 7 保有個人情報の提供先の有無及び提供先

保有個人情報訂正請求に係る意見

- 1 訂正請求受付番号（受付年月日）
- 2 保有個人情報が開示された日等
- 3 意見
- 4 訂正しないこととした部分とその理由
 - (1) 訂正しないこととした部分の概要
 - (2) 訂正しないこととした理由
 - (3) その他
- 5 決定した訂正の内容
- 6 保有個人情報の提供先の有無及び提供先

保有個人情報利用停止に係る意見

- 1 利用停止請求受付番号（受付年月日）
- 2 保有個人情報が開示された日等
- 3 意見
- 4 利用停止しないこととした部分とその理由
 - (1) 利用停止しないこととした部分の概要
 - (2) 利用停止しないこととした理由
 - (3) その他
- 5 決定した利用停止の内容
- 6 保有個人情報の提供先の有無及び提供先